

通するのは、重度障害者を優先的な対象にする戦略である。「受け入れ条件が整えば」と能力主義的に考えればいつまでもその対象から外されてしまう重度障害者こそ、真っ先に地域移行・退院促進の対象にする。それが可能になるように、住宅保障やホームヘルプ、相談支援体制、当事者エンパワメントの事業化等の政策的基盤を作る、といった大胆な方向転換が求められている。

これらを可能にするために、都道府県は障害者本人の意向に基づいた個別移行計画策定を行うとともに、移行計画実施に当たって地域自立を行う基盤整備を出身地市町村が行うようにしていく必要がある。また、そうした地域自立を保障するよう、国は地域自立への誘導的政策をはじめ、財政的責任を負うべきである。

### 地域自立生活と権利擁護

地域自立生活に関しては、権利が侵害された際に調査・勧告等を通じて救済を支援する都道府県単位での公的な広域型権利擁護機関と、障害者市民が権利主体者としての認識を形成・獲得できるよう支援する市町村単位の地域エンパワメント事業が必要とされる。

前者の広域型権利擁護機関は、障害者市民(入所・入院者も含む)、利用者の家族等の関係者、サービス提供者などから権利侵害に関する通報があったとき、その相談に応じ、調

査に基づく解決のあっせん、利用者の法的権利の擁護および、自治体もしくはサービス提供者への勧告や、それでも改善されない場合には何らかの法的措置を行う。

この機関は利用者の権利の擁護および促進を第一義的に考えるために、行政内部の監査・監督部門とは異なる独立性(=第三者性)が必要とされる。具体的には、利用者側のエンパワメントを通じた権利擁護を図る立場を明確にするために、運営は当事者を中心とした地域エンパワメント事業(後述)の代表者からなる評議会が、実際の相談や調査等はその評議会の下におかれた委員会が、それぞれ行う事が求められる。またサービス事業者や行政・家族等は、権利侵害が認められる場合、上記委員会に通報する義務を負う。

後者の地域エンパワメント事業は、市町村が設置または委託をする事業で、ピアカウンセリング等のサービスを提供し、地域に暮らす障害者のエンパワメントを行い、自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業である。この事業は障害者市民の権利形成・獲得を目指す事業という性質上、自立生活センターをはじめとする障害当事者が意志決定の過半数を占める機関がそれを担い、ピアサポートの視点から実施することが必要である。

なお今後検討される障害者虐待防止法や障害者差別禁止法との有機的連携も求められる。